

宮城県有機 J A S 認証取組拡大支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、有機農業の取組を推進するため、予算の範囲内において、宮城県有機 J A S 認証取組拡大支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象等)

第2 この補助金の交付対象となる事業内容、事業実施主体、補助対象経費及び補助率等は別表のとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された補助金の金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請及び実績報告)

第3 規則第3条第1項の規定による交付申請書及び規則第12条第1項の規定による実績報告書の様式は、交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画（実績）書（別記様式第1号－1）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第1号－2）
- (3) 納税証明書（県税）
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 交付申請は、規則第12条に規定する実績報告を兼ねるものとする。

(交付の決定及び額の確定)

第4 知事は、第3の規定により交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

3 知事は、前2項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めるとき又は予算上の理由等により補助金を交付することができないときには、書面により申請者に通知するものとする。

4 交付決定は、規則第13条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、規則、要綱、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- (2) 補助事業者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。
- (3) 補助事業者は、次のいずれかに該当し、補助金の交付決定が取り消され、補助金の返還が命じられた場合、遅滞なくこれに応じること。

イ 補助事業に関して、虚偽の申請等の不正、報告の遅延等の怠慢その他不適当な行為

をしたとき。

ロ 暴力団排除に関する誓約事項に違反したとき。

- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、前項に掲げるもののほか、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(取組状況報告)

第7 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業実施後の状況等について報告を求めることができる。

(補助金の返還等)

第8 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることができる。

(1) 補助事業に関して、虚偽の申請等の不正、報告の遅延等の怠慢その他不適当な行為をしたとき。

(2) 暴力団排除に関する誓約事項に違反したとき。

(3) 補助事業に関して、交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

(4) その他知事が必要と認めるとき。

(補助金の経理)

第9 補助事業者は、補助対象事業等に関する帳簿及び書類を備え付け、これを補助事業等の完了又は廃止した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月22日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月11日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月24日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表（第 2 関係）

事業内容	【既有機 J A S 認証取得者の規模拡大支援】 既有機 J A S 認証取得者のうち、有機 J A S 認証ほ場面積を拡大し、有機農産物の生産拡大を目指す者に対して、有機 J A S 認証の年次調査に係る経費を補助する。ただし、事業実施年度の有機 J A S 認証ほ場全体の面積が、前年度の有機 J A S 認証ほ場全体の面積から拡大する場合に限る。
事業実施主体	下記の（１）から（６）までのいずれかであって、（ア）から（ウ）の要件を全て満たす者。また、暴力団又は暴力団員等ではない者。 （１）農業者 （２）農事組合法人 （３）農事組合法人以外の農地所有適格法人 （４）特定農業団体 （５）農業協同組合 （６）その他農業者が組織する団体 （代表者を定め、組織及び運営について規約を定めている団体に限る。） （ア）県内に在住、県内に本店又は支店（営業所）を有すること。 （イ）全ての県税に未納がないこと。 （ウ）事業実施年度中に有機 J A S 認証ほ場を以下の面積以上拡大すること。ただし、複数の農業者や農業法人等が任意団体（グループ等）を形成し、グループ等で有機 J A S 認証を取得している場合は、【】内の面積を適用する。 ・土地利用型作物（水稻、大豆、麦等） 30a 以上【1ha 以上】 ・園芸作物（露地野菜、果樹等） 10a 以上【30a 以上】 ・園芸作物（施設園芸等） 3a 以上【10a 以上】
補助対象経費	有機農産物の有機 J A S 認証（年次調査）に係る実地検査の検査料。ただし、検査員の宿泊費は補助対象としない。（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
補助率	定額（上限額 90 千円）
事業対象期間	4 月 1 日から翌年 2 月末まで

別記様式第1号（第3関係）

令和 年度宮城県有機 J A S 認証取組拡大支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所

氏名又は名称及び代表者名

令和 年度において、宮城県有機 J A S 認証取組拡大支援事業補助金交付要綱第3の規定により、宮城県有機 J A S 認証取組拡大支援事業補助金金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画（実績）書（別記様式第1号－1）
- 2 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第1号－3）
- 3 その他知事が必要と認める書類
 - （1）有機 J A S 認証書の写し
 - （2）前年度の有機 J A S 認証面積を証する資料（取組品目、認証日、認証ほ場面積が確認できる資料）
 - （3）当年度の有機 J A S 認証面積を証する資料（取組品目、認証日、認証ほ場面積が確認できる資料）
 - （4）支払に関する資料（見積書、請求書、領収書又は金融機関の振込依頼書の写し等）

振込先

口座：〇〇銀行〇〇支店 普通 ・ 当座 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人：〇〇〇〇〇 （ヨミガナ：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）

別記様式第1号－1（第3関係）

令和 年度宮城県有機 J A S 認証取組拡大支援事業計画（実績）書

1 対象事業

次のうち該当するものに「○」印を記載願います。

取組品目	前年度比	記載欄
（1）土地利用型作物（水稻、大豆、麦等）	30a 以上（団体認証：1ha 以上）拡大した。	
（2）園芸作物（露地野菜、果樹等）	10a 以上（団体認証：30a 以上）拡大した。	
（3）園芸作物（施設園芸等）	3a 以上（団体認証：10a 以上）拡大した。	

2 有機 J A S 認証の取得内容

品目	有機 J A S 認証取得面積			認証機関 名称
	前年度 認証取得面積	当年度 認証取得面積	令和 年度 拡大面積	
	a	a	a	
	a	a	a	
	a	a	a	
	a	a	a	

3 事業費及び補助金交付申請額

区分	事業費（税込）	事業費（税抜）
実地検査の検査料（A）	円	円
うち検査員の宿泊費（B）	円	円
（A）－（B）	円	円
補助金交付申請額（千円未満切り捨て）		円

4 その他

誓約事項を確認し、相違ない場合は「□」に「✓」を記載願います。

誓 約 事 項	
☐	上記の申請内容に相違ない。
☐	この補助金と対象経費を重複して、他の補助金等を受けていない。
☐	この補助金に係る申請及び支出の証拠書類を適切に整備保管する。
☐	今後も有機 J A S 認証ほ場面積を拡大し、有機農産物の生産拡大を目指す意向がある。
☐	暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 条）に規定する暴力団又は暴力団員ではない。
☐	県税に未納がない。

別記様式第1号－2（第3関係）

暴力団排除に関する誓約書

申請者、申請者の役員又は申請者の法定代理人は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職の求めに応じ、当方の役員名簿（役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 補助事業者として不適当な者

- （1）暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）事業者（暴力団排除条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- （3）事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

宮城県知事

殿

令和 年 月 日

申請者住所

氏名又は名称及び代表者名

(参考様式) (第 7 関係)

令和 年度宮城県有機 J A S 認証取組拡大支援事業に係る取組状況報告

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名

令和 年度に実施した宮城県有機 J A S 認証取組拡大支援事業について、下記のとおり報告します。

記

有機 J A S 認証取組状況

年度	経営面積 (全体)		有機 J A S 認証取組品目
		うち有機 J A S 認証 取組面積	
補助事業年度(事業実施前) (令和 年度)	a	a	
補助事業年度の翌年度 (令和 年度)	a	a	
2 年後 (令和 年度)	a	a	
3 年後 (令和 年度)	a	a	